

## 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

県議会および知事に対する平成24年10月15日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、自宅に係る住居手当を廃止するため、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 自ら所有する住宅で職員が居住しているものおよび単身赴任手当が支給されている職員の配偶者が居住しているものに対する住居手当を、廃止することとします。（第11条の4関係）
- (2) この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第11条の3 (略) (住居手当)</p> <p>第11条の4 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>第3号</u>において同じ。)を借り受け、月額9,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p><u>(2) その所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</u></p> <p><u>(3) 第12条の2第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p><u>(4) 第12条の2第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、その所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に配偶者が居住し、当該職員が世帯主に準ずるものであるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)またはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号または第2号に掲げる職員のうち第3号または第4号に掲げる職員でもあるものについては、<u>第1号または第2号</u>に掲げる額および第3号または第4号に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p>	<p>第1条から第11条の3 (略) (住居手当)</p> <p>第11条の4 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。)を借り受け、月額9,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p><u>(2) 第12条の2第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち<u>第2号</u>に掲げる職員でもあるものについては、<u>第1号</u>に掲げる額および<u>第2号</u>に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p>

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を14,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,000円

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(4) 前項第4号に掲げる職員 1,000円

3 〈略〉

第11条以下 〈略〉

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を14,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 〈略〉

第11条以下 〈略〉

付則

この条例は平成25年4月1日から施行する。